

15.08

二以上のパリ条約による優先権等の主張に基づく意匠を組み合わせた意匠登録出願の取扱い

我が国への意匠登録出願が、二以上の優先権（二以上の国においてされた出願に基づくものを含む。）の主張を伴うものであって、それぞれの第一国の出願の基礎となった意匠を組み合わせる我が国へ一意匠として意匠登録出願をしている場合には、その意匠の各構成部分にそれぞれ対応する第一国の出願に基づく優先権の主張の効果は認めないこととする。

（説明）

パリ条約第4条Fで規定されているいわゆる複合優先は、特許出願を対象としているものである。我が国の意匠法に定められた意匠について、各構成部分ごとに優先権の主張の効果を認めることは不合理であるので、二以上の優先権の主張に基づく意匠を組み合わせる意匠登録出願については、各構成部分にそれぞれ対応する優先権の主張の効果は認めないこととする。